



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 1 1 号 令和 6 年 6 月 1 1 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 9 0	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	子育て応援課
2 9 1	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
2 9 2	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5 2	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
5 3	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
5 4	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
55		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【収用委員会告示】

番号	表	題	担当課名
1		収用及び使用の裁決手続の開始を決定した件	
2		収用の裁決手続の開始を決定した件	

徳島県告示第二百九十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次の事務を社会福祉法人日本保育協会に委託した。

令和六年六月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）別表第一の三の項から五の項までに掲げる事務に係る手数料の徴収の事務

徳島県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称
平島上土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	織原秀夫	織原秀夫	阿南市那賀川町三栗二二一
同	平田一秀	平田一秀	同 古津二四三一
同	井澤剛	井澤剛	同 上福井堂免一四二
同	森本巖	森本巖	同 三栗六六
同	井上和久	井上和久	同 九五一
同	長尾博行	長尾博行	同 古津一一三
同	財前久枝	財前久枝	同 三七七二
同	瀬川陽一	瀬川陽一	同 上福井高福井三四
同	福島一幸	福島一幸	同 大京原四七四二
同	佐藤博計	佐藤博計	同 苅屋四三九
同	井澤専市	津田富恵	同 赤池六一三
同	同	同	同 一八
監事	林和裕	林和裕	同 大京原二九一
同	坪井洋幸	坪井洋幸	同 古津二二六

徳島県告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和六年六月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大麻町松字尾山谷四三番五、四三番七、四四番から四七番まで、四七番二、四七番五、四七番六、四八番から五二番まで及び五三番二	勝浦郡勝浦町大字三溪字平山四五番地	有限会社三溪商事
同 大津町木津野字仲ノ越五一番一の一部	鳴門市撫養町南浜字東浜三六六番地二	株式会社三愛薬局
板野郡北島町太郎八須字宮ノ本一三番三、一三番四及び一三番五	同 大麻町市場字川向三一・二六番一	有限会社ベスト・コート
同 中村字本須七一番及び七一番地先町有地	徳島市佐古六番町四番二五号	株式会社セントホムス
同 新喜来字南古田九五番七、九五番一三及び九六番九	板野郡藍住町勝瑞字東勝地三二二番地五	羽里 麻夏
同 北村字千田ノ木五四番一	同 北島町北村字神屋敷三七番地八	西村 卓磨

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年六月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一一一、一一七人

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年六月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六七、六三八人

徳島県選挙管理委員会告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年六月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、〇七六人
鳴門	一五、五九三人
小松島・勝浦	一二、〇九二人
阿南	一九、六〇〇人
吉野川	一一、〇二一人
阿波	一〇、〇二〇人
美馬	九、九九一人
三好第一	六、七三六人
名西	八、四〇三人
那賀	二、一八三人
海部	五、三〇二人
板野	二七、一〇六人
三好第二	三、八三三人

徳島県選挙管理委員会告示第五十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年六月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六七、六三八人

徳島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和六年六月十一日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道志度山川線改築工事（徳島県阿波市阿波町東原地内）
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿波市阿波町東原

地番 一七六番五	地目 雑種地	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積 一、四四 平方メートル	実測地積 一、四四・六七 平方メートル	
		土地登記簿上の地積 一、四四 平方メートル	実測地積 一、四四・六七 平方メートル	四 平方メートル

- 四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿波市阿波町東原

地番 一七六番五	地目 雑種地	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積 一、四四 平方メートル	実測地積 一、四四・六七 平方メートル	
		土地登記簿上の地積 一、四四 平方メートル	実測地積 一、四四・六七 平方メートル	一一・三一 平方メートル
		一・七一 平方メートル	四・三三 平方メートル	

- 五 土地所有者の氏名及び住所
熊谷 栄一 徳島県阿波市阿波町乙岩津七八番地
- 六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
根抵当権

株式会社徳島大正銀行 代表取締役 板東 豊彦
徳島県徳島市富田浜一丁目四一番地
賃借権

阿波市 代表者 阿波市長 町田 寿人
徳島県阿波市市場町切幡字古田二 一番地一

- 七 裁決手続の開始を決定した年月日
令和六年五月三十一日

徳島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和六年六月十一日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道志度山川線改築工事（徳島県阿波市阿波町東原地内）
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿波市阿波町東原

地番 八番二	地目 雑種地	地積	
		土地登記簿上の地積 六〇 平方メートル	実測地積 六〇・四七 平方メートル
			決定した土地の面積 六〇・四七 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等
別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和六年五月三十一日

別記

土地登記記録名義人（亡） 都築 儀一郎 法定相続人

法定相続分十二分の一

小田 陽一 兵庫県川西市けやき坂二丁目五三番地の三

法定相続分十二分の一

福田 敦子 大阪府豊中市北緑丘二丁目一番一四―三〇三号

法定相続分十二分の一

中嶋 大作 兵庫県神戸市灘区福住通五丁目一番八号

法定相続分十二分の一

小田 満 大阪府豊中市北緑丘二丁目一番八―五〇三号

法定相続分六分の一

都築 三重子 大阪府大阪市西区新町一丁目一四番二―一五一〇五号

法定相続分六分の一

松木 サトヨ 京都府京都市西京区大原野上羽町一四三番地一四

法定相続分四分の一

小賀根 繁富 大阪府大阪市福島区大開一丁目一六番六号

法定相続分二十四分の一

高山 良兼 千葉県千葉市美浜区高洲四丁目五番三棟六一二号

法定相続分四十八分の一

小菅 奈々子 東京都足立区西保木間三丁目二二番二二一五〇三号

法定相続分四十八分の一

高山 良太 千葉県千葉市中央区宮崎町四九五番地四八 ロイヤルコーポ壱番館

二〇三号